

## 市の借金残高 (20年度末)

一般会計

180億9,844万円

その他(水道・下水道)

273億2,361万円

市全体 **454億2,205万円**

■市民1人あたりでは…

19年度決算時 837,488円

20年度決算時 819,922円

### 健全化判断比率とは

財政健全化法に定める財政指標で、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の4つがあります。4つの比率のうち、1つでも早期健全化基準(①~④の指標ごとに異なる)以上になると財政健全化団体となり、「財政健全化計画」を定め、自主的な改善努力による財政健全化に取り組まなければなりません。

### 資金不足比率とは

財政健全化法において、健全化判断比率とともに定める指標で、経営健全化基準(20%)以上になると経営健全化団体となり、公営企業の経営の健全化に取り組まなければなりません。



### 健全な 財政運営

経営企画部  
財政経営課長

伊藤 秀樹

ITO HIDEKI

昨年9月のいわゆるリーマンショック後の世界的景気後退によって平成22年度は、市税(特に、法人市民税)の減収が心配されます。

扶助費などの義務的な経費が年々増加し、自由に使える予算は、減少傾向にあります。こうしたときこそ、市民協働という視点に立って、皆さんと行政とがお互いに知恵を出し合って、それぞれの役割を担っていくことが重要になってきます。そのための分かりやすい情報提供に努めて参りますので、皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。

## 04 財政健全化の推進

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(財政健全化法)」が平成19年6月に成立し、これにより、市の財政状況を判断するために「健全化判断比率」、「資金不足比率」の公表が義務付けられました。財政健全化法は、「早期健全化基準」と「財政再生基準」の2段階で財政悪化をチェックするとともに、特別会計や企業会計も合わせて、市全体の財政状況を明らかにしようとするものです。

平成20年度決算による「健全化判断比率」は、早期健全化基準をすべて下回り、健全化基準を維持できませんでした。また、「資金不足比率」では、資金不足を生じた公営企業(水道、下水道)はありませんでした。

### ● 財政の早期健全化・再生

①**実質赤字比率** —— 一般会計などの赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです  
 【県内全市赤字なし】



②**連結実質赤字比率** —— すべての会計の赤字や黒字を合算し、市全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです  
 【県内全市赤字なし】



③**実質公債費比率** —— 借入金の返済額や、これに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです  
 【県下21市中10位】



④**将来負担比率** —— 借入金など、将来支払っていく可能性のある負担の大きさを現時点で指標化し、将来財政運営を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです  
 【県下21市中11位】



### ● 公営企業の経営健全化

**資金不足比率** —— 下水道事業会計、水道事業会計ごとの資金不足額を、事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです



※資金不足比率については、県内の全公営企業で資金不足はありませんでした

### Information

平成20年度決算についての詳しい資料は、財政経営課、市役所情報コーナー、図書館にある「平成20年度美濃加茂市一般会計・特別会計決算実績報告書」をご覧ください。また、市の財政状況についてはホームページでも公開しています。